8　指定点検整備事業者は、第六項の規定による提示がないとき、又はその提示があつた自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から当該点検整備済証を添付して総合特別区域法第二十二条の二第一項の規定により自動車検査証の有効期間の伸長の申請がされた場合において記入されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同条第十一項の規定にかかわらず、点検整備済証を交付してはならない。

第九条の五第一項中「第七項まで」を「第八項まで」に、「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第五条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の七第一項中「含む。）」の下に「又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第三項」を加え、「同法第五十八条第一項」を「道路運送車両法第五十八条第一項」に改める。

（自動車重量税法の一部改正）

第六条　自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は第七十一条第四項」を「若しくは第七十一条第四項」に改め、「予備検査の場合の自動車検査証の交付」の下に「又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第三項（有効期間の伸長の場合の自動車検査証の返付）」を加える。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第七条　構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第三十一条第十三項中「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十条第一項に規定する特定発電水利使用及び」を削る。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第八条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「及び総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十条第一項に規定する特定発電水利使用」を削る。

（水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第十五条まで」を「第十四条まで」に改める。

附則第十四条を削り、附則第十五条を附則第十四条とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

災害対策基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十四号

災害対策基本法等の一部を改正する法律

（災害対策基本法の一部改正）

第一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条の二」を「第四十九条の三」に、「第六十一条」を「第六十一条の三」に、「第八十六条の五」を「第八十六条の二―第八十六条の六」に改める。

「第五節　被災者の保護
第一款　生活環境の整備（第八十六条の六・第八十六条の七―第八十六条の十三）」に、「第八十六条の七―第八十六条の八―第八十六条の十三）」を「第八十六条の十五―第八十六条の十七」に、「第七章　財政金融措置（第九十一条―第百四条）」を「第八章　財政金融措置（第九十一条―第百四条）」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に改める。

第一条中「関し」の下に「、基本理念を定め」を加える。

第二条第一号中「洪水」の下に「、崖崩れ、土石流」を、「噴火」の下に「、地滑り」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第二条の二　災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一　我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第三条第一項中「国は」の下に「、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「すべてをあげて」を「全てを挙げて」に改める。

第四条第一項中「都道府県は」の下に「、基本理念にのつとり」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第五条第一項中「市町村は」の下に「、基本理念にのつとり」を加え、同条第二項中「水防団等」を「水防団その他」に、「公共的団体等」を「公共的団体その他」に、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。）の充実」を「自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進」に改める。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三　国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

第六条第一項中「指定地方公共機関は」の下に「、基本理念にのつとり」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。